

県民の皆さんから

鳥取県西部地域歯科保健推進協議会委員

を募集します！

鳥取県歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、歯科保健関係者の人材育成等の歯科保健衛生の総合的な推進について、広く県民の意見を伺うため、鳥取県西部地域歯科保健推進協議会の委員の募集を行います。

1 募集内容

(1) 募集人数 1名

(2) 応募資格

次のアからカまでのすべてを満たす方

ア 県西部に住所地を有する方

イ 18歳以上（令和6年4月1日現在）で、歯と口腔の健康づくり（歯科保健）に関心があり、施策等への審議に参加する意欲がある方

ウ 年2回程度、県西部で平日昼間に開催する会議に出席できる方

エ 任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任又は就任予定のない方

オ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと

カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと

(3) 応募方法

応募様式に、住所、氏名、生年月日、職業、電話番号、電子メールアドレス、県の歯と口腔の健康づくり（歯科保健）に関する施策に対する考え（400字程度）、応募動機を記載の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

なお、様式は鳥取県西部総合事務所米子保健所のホームページからダウンロードできます。（とりネット内 <https://www.pref.tottori.lg.jp/yonagohoken/>）

(4) 委員の選考

ア 応募資格を満たす方の中から、提出された書類内容に基づき書類審査を行い、委員を決定します。

イ 委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

(5) 応募期間

令和6年4月30日（火）～5月14日（火）必着

2 応募・問合せ先

〒683-0054

鳥取県米子市糺町1丁目160

鳥取県西部総合事務所 米子保健所 健康支援総務課

電話：0859-31-9318

ファクシミリ：0859-34-1392

電子メール：yonagohoken@pref.tottori.lg.jp

※応募用紙は返還しませんので、御了解ください。

3 鳥取県西部地域歯科保健推進協議会の概要

(1) 調査審議する事項

ア 歯科保健の実態把握に関すること。

イ 歯科保健の推進方策に関すること。

ウ 関係機関相互の情報交換及び連携に関すること。

エ 歯科保健体制の整備に関すること。

オ 歯科保健関係者への研修に関すること。

カ その他歯科保健対策に関すること。

(2) 構成 委員25人以内（公募委員1人を含む。）

(3) 開催頻度 年2回程度

(4) 任期 2年間（任命された日の属する年度の翌々年度の5月31日まで）

(5) その他 県の規定により報酬と会議出席のための旅費を支給します。

